○農林水産省告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町大字脇町字畳屋敷一一八九の一、一一八九の二、字西城山一七九四の二、一八四〇の一、一八四一、一八四二の一、一八四二の三、一八四三の一、一八四四、字東城山一五八三の二、一五八三の三、一五九五の二、一七一四の三、脇町大字北庄字上庄一二七五の二、字原九三六、九四一の一、九四三、一〇一九、脇町大字猪尻字土井一一九の一、一一九の二、一二〇の一、一二〇の二、一二一の一、一二一の二、字西上野二八一の一から二八一の三まで、二八二の一から二八二の三まで、三一〇から三一三まで、三一四の一、三一四の二、三二七の一、三二七の二、三二八の一、三二八の二、三二九の一、字庄一三五の一、一三五の二、一三六の一から一三六の三まで、一三八の一、一三八の二、一五六、一五七の一、一五八の一、脇町字東俣名一六九九、一七〇一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市木屋平字川上一の一、二・六七八の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の二、三、六三四の一、六三四の二、六三五の一、六三七の一、六三八、六三九の一、六六一の一、六六一の二、六六二の一、六六二の二、六六五の一から六六五の六まで、六六六の一から六六六の三まで、六六六の五から六六六の七まで、六六七の一、六六七の六、六六八の一、六六九の一、六六九の二、六七〇の一、六七〇の二、六七〇の四、六七一の一から六七一の三まで、六七二の一から六七二の三まで、六七二の八、六七二の九、六七三の一から六七三の三まで、六七三の七、六七四の一から六七四の三まで、六七四の六、六七四の七、六七五、六七七、六七七の二、六七七の三、六七八の一、六七八の三から六七八の七まで、六七八の九から六七八の二〇まで、六七九の四、六八七、六八八、六八九の一、六八九の二、六九四の一、六九四の二、六九五の一、六九五の二、六九六の二、六九七の一、六九八の一、六九九の一、六九九の二、六九九の四、六九九の五、七〇七の二、七〇八の一から七〇八の三まで、七〇九の一から七〇九の三まで、七一〇、七一〇の二、七三九、七五三、七五五、七五六、七五八の二、七七八の一、七七八の二、七八〇、七八四の一、八〇〇、八〇一、八一三から八二一まで、八二二の二、八二三、八三三から八三六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川上六三七の一、六三八、六三九の一、六六一の一、六六一の二、六六五の一から六六五の六まで、六七一の三、六七二の三、六七三の三、六七四の一から六七四の三まで、六七四の六、六七四の七、六七九の四、七一〇、七五三、七七八の一、七八〇、七八四の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪一四二、一四四、一四七の四、一六五の一、一六五の三、五二五の三、五三五の二、五三六、五三七の一、五三七の三、五九五の一、六〇七の六、一字字赤松一〇七〇の二、字漆野瀬二五七五の五、字蔭二四の二、二五の三、五二五の二、字河内五二〇、七二〇六の一、字切越一八五、一八七の一、一八七の二、一八九の一、一八九の二、一九〇の一、字桑平六〇一六の二、六〇一六の三、六〇二七、六〇五三の三、六〇八〇の一、六〇八一の一、六〇八一の二、六〇八一の三、六〇八一の四、六〇八一の五、字葛籠六三三〇から六三三二まで、六三四〇の一、六三四一の一、六三四一の二、六三四二から六三四五まで、字久藪二一七の三、二一七の四、二二〇の二、二二〇の三、二二〇の五、二二二の二、二二六、八七九の二、八八〇、八八一の二、八八二、八八三、八八四の一、八八五の一、八八八の二、八九〇の一、八九二の一、八九三から八九五まで、字平井二七二四、二七二五、二七二七の二、二七二八の二、二七二八の三、二七四一の二、二七四一の三、二七五六九の二、二七七九の二、二七八〇、八〇六九七

二　保安林として指定されたつるぎ町役場の位置

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中藪一四二・一四四・一四七の四・一六五の一・一六五の三・五二五の三・五三六・五三七の一・五三七の二・五九五の一・六〇七の六（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、字赤松一〇七〇の二、字漆野瀬二五七五の五、字河内五二〇、七二〇六の一、字切越一八五、一八七の一、一八七の二、一八九の一、一九〇の一、字桑平六〇一六の二、六〇一六の三、六〇八〇の一、六〇八一の二、字葛籠六三三〇から六三三二まで、六三四〇の一、六三四一の一、六三四一の二、六三四二から六三四五まで、字久藪二一七の三、二一七の四、二二〇の二、二二〇の三、二二〇の五、二二二の二、二二六、八七九の二、八八〇、八八一の二、八八二、八八三、八八四の一、八八五の一、八八八の二、八九〇の一、八九二の一、八九三から八九五まで、字平井二七二四、二七二五、二七二七の二、二七二八の二、二七二八の三、二七四一の二、二七四一の三、二七五六九の二、二七七九の二、二七八〇、五六九七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定によりさいたま都市計画武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　市街地再開発事業の種類及び名称

さいたま都市計画武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業